
欧州の新たな化学品規制（REACH規則）の概要

平成20年5月

〔本資料は、平成20年5月末時点での情報を取り入れて作成していますが、本資料を活用される場合には、最新情報を確認するなど利用者ご自身の責任でご利用くださいますようお願い申し上げます。〕

1. REACH規則導入の背景と経緯

(注)REACHとは「Registration(登録), Evaluation(評価), Authorisation(認可) and Restriction(制限) of Chemicals(化学品)」の略

- 1992年国連環境開発会議(地球サミット)で採択された「アジェンダ21」を踏まえ、2002年世界首脳会議において、2020年までに化学物質の人・環境への著しい悪影響を最小化することが決定。2006年国際化学物質管理会議では、これを具現化するための戦略的アプローチが採択され、国際的な化学物質管理政策の枠組み作りが進展。
- 新規化学物質(約4千物質)に比べて、既存化学物質(約10万物質、生産量1トン以上は約3万物質)の安全性評価の遅れ。
(参考)従来のOECDプログラムで各国分担し、既存化学物質の安全性評価を官民で実施するも、なかなか進まず。
(2007年2月時点で733物質終了)
- 複雑な欧州における化学品管理法。(各国毎。欧州化学物質関連規制に関する法は40以上で、複雑かつ各国で運用等不統一)
- 環境意識の高まり(市民団体からの働きかけ)。
 - REACH規則は、人の健康と環境の保護、欧州化学産業の競争力の向上などが目的に掲げられ、2003年10月に欧州委員会により提案され、2006年12月に欧州議会採択と環境理事会承認を受け、2007年6月1日に施行。2008年6月1日より本格運用開始。

2. REACH規則のポイント

- 安全性評価の義務を、規制当局から産業界に移行。
- 新規化学物質だけでなく、既存化学物質についても、事業者ごとに登録（安全性評価の情報）の義務付け。数量に応じて用途毎に登録を行わないと製造・輸入ができない（ノーデータ・ノーマーケット）。
- 物質の製造・輸入者だけでなく、成形品の製造・輸入者に対しても、一定条件（意図的放出、人・環境に高懸念）の物質が成形品中に含まれる場合に、登録や届出を義務付け。
- 特定の有害性物質は原則として使用禁止の認可制度を導入（許可されれば使用可）。
- サプライチェーンにおける情報伝達を義務付け。（危険有害性物質に該当する場合は受領者に情報提供。成形品中に一定量の高懸念物質が含まれる場合は受領者や、要求に応じて消費者に情報提供）

登録(Registration)

- ・年間1t以上製造・輸入する場合、事業者毎に物質を登録。登録情報は数量に応じ段階的に増加。
- ・成形品中の意図的放出物質も対象。
- ・試験データの共有を義務付け。
- ・一部、対象外、適用除外、免除、軽減措置あり。

評価(Evaluation)

- ・当局が登録情報の適合性の確認、試験提案の評価を行い、必要に応じて産業界に追加情報を要請。

認可(Authorisation)

- ・人・環境に極めて懸念が強い物質（発がん性、変異原性、生殖毒性等）の中から認可対象物質が選定。
- ・対象物質は原則販売禁止とし、用途ごとに申請して個別に認可を受ける（リスクが小さいことを産業界が証明）。
- ・代替の可能性、代替計画が必要。

制限(Restriction)

- ・人や環境に許容しがたいリスクがある場合、製造、販売、使用について制限（禁止、特定用途、条件付き許可）。

3. REACH規則の主な義務（登録、届出）

- 義務対象者：EU域内の製造者又は輸入者。（EU域外製造業は指定代理人を介して登録可）
- 義務内容：
 - ①欧州化学品庁へ物質^(注1)・調剤^(注2)中の物質を安全性評価結果と併せて登録。
1事業者当たり1トン/年以上の製造又は輸入する物質が対象。
 - ②成形品^(注3)（自動車、電気・電子製品、玩具等）に含まれる高懸念物質（0.1%重量比超、1トン/年超）を届出。なお、成形品中の意図放出物質（匂い付き消しゴムの匂い成分等）は登録。
 - ③危険な物質・調剤等に該当する場合、あるいは成形品中に一定量の高懸念物質を含む場合は、受領者（事業者）に物質の情報を伝達する義務。
 - ④物質の登録のために物質情報を共有する目的で、登録者は自動的にフォーラム^(注4)のメンバーになり、安全性評価のコストをシェアする義務。

（注1）物質（Substance）

自然状態のまま製造工程によって得られる化学元素とその化合物を指し、その安定性を保持するのに必要なあらゆる添加物及びプロセスから生じたあらゆる不純物を含む。ただし当該物質の安定性に影響を及ぼさず、またその組成を変えずに分離することのできる溶剤は除かれる。（※一般的な化学物質だけでなく、金属も対象）

（注2）調剤（Preparation）

2つ以上の物質（Substance）からなる混合物又は溶液。（※合金も調剤に該当）

（注3）成形品（Article）

成形品とは、その化学組成よりも機能を指向するよう、特定の形状、外面、あるいはデザインを付与された物。

（注4）フォーラム（Substance Information Exchange Forum: SIEF）

製造・輸入者間の情報交換を容易にし、同一項目の試験実施の重複を避けること、及び物質の分類・表示の合意をすることを目的とした物質情報交換の場。

(参考1) REACHでの登録対象範囲

REACH規制対象

登録対象外

- 製造・輸入1t/y未満
- ポリマー

用途限定での適用除外

- 人体,動物用医薬品
- 食品,飼料添加物
- 動物用栄養剤 など

登録免除

- 付属書IV, V 収載物質
- REACHで既登録物質である
EU再輸入品、回収品

既登録とみなす物質

- 植物保護剤、殺生物剤
- 67/548/EEC届出物質

登録対象

- 1t/y以上の物質 (新規・既存物質ともに)
- 調剤中の物質
- ポリマー中の2%<構成モノマー
- 成形品中の意図的放出物質

簡易登録対象

単離,輸送中間体

制限対象

届出対象

研究開発用物質
(5年間登録免除)

成形品中の認可候補物質

認可対象 (登録対象とは別途申請)

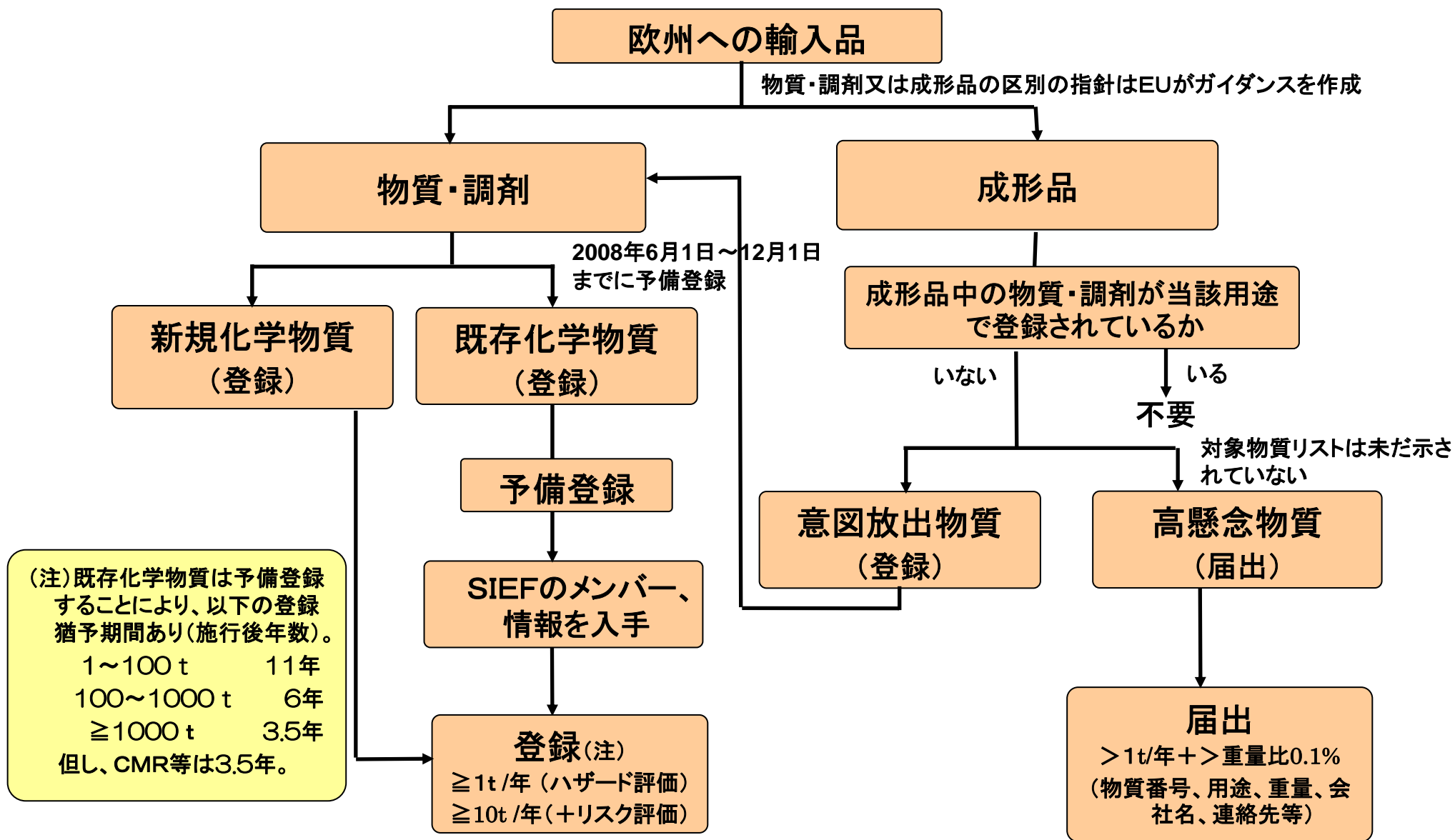
CMRなどの認可対象物質

REACH適用外

(別途指令対象)

- 放射性物質
- 税関監督下の場合
- 非単離中間体
- 危険物質の輸送
- 廃棄物
- 防衛用の物質

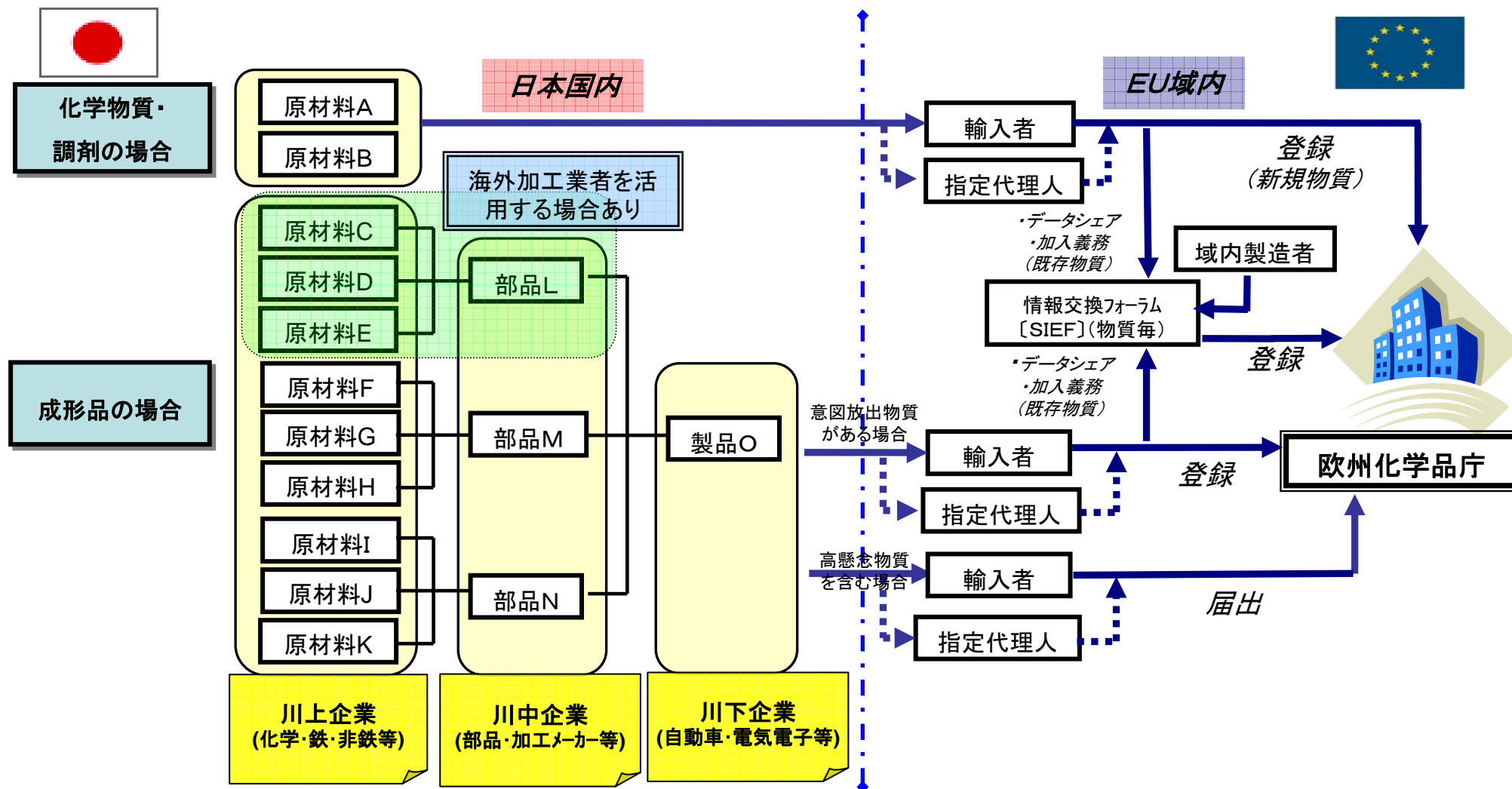
(参考2) 登録・届出に係るフローチャート



※SIEF(Substance Information Exchange Forum): 物質情報交換フォーラム

(参考3) 登録・届出の流れ

- REACH規則では、成形品に関しては、製造者又は輸入者に対して、製品中の意図放出物質の登録や高懸念物質の届出を義務付けている。
- そのため、化学物質を用いる川中・川下産業である自動車産業、電気・電子産業等は、川上企業に対して含有情報の提供を求めることとなる。



(参考4) REACHの登録内容(≥1t/年)

1. テクニカルドシエ(技術一式文書)

登録者情報、物質の特定、用途情報、分類・表示(GHS準拠)、有害性情報、安全な使用に関する情報など

2. 物質の物理化学的性状、ヒト健康への有害性及び環境影響に関する情報

要求される試験項目	製造／輸入量 (トン/年)				
	1～10	1～10 懸念物質、 新規	10～ 100	100～1,000	1,000 以上
付属書		VII	VII、VIII	VII、VIII、IX	VII、VIII、IX、X
1.物理化学的性状					
物質の状態・凝固点・沸点・比重・蒸気圧・表面張力・水溶解度・分配係数・引火点・可燃性・爆発性・自然発火温度・酸化性・粒度分布	○	○	○	○	○
溶剤中安定性・解離定数・粘性				○	○
2.ヒト健康への有害性					
皮膚刺激性・眼刺激性・皮膚感作性		○	○	○	○
変異原性		○	○	○	○
急性毒性		○	○	○	○
反復投与毒性			○	○	○
生殖発生毒性			○	○	○
トキシコキネティクス			○	○	○
発がん性					○
3.生態毒性					
水生生物毒性試験		○	○	○	○
生物的分解性		○	○	○	○
加水分解性			○	○	○
分解生成物の特定				○	○
環境中運命及び挙動			○	○	○
陸生生物毒性試験				○	○
鳥類毒性試験					○
4.検出及び分析法				○	○

(参考5) REACHの登録内容(≥10t/年)

3. 化学品安全性報告書(CSR: Chemical Safety Report)

パートA

1. リスク管理措置の要約
2. リスク管理措置が実施されていることの宣言
3. リスク管理措置が通知されていることの宣言

パートB

1. 物質の特定および物理化学的特性
2. 製造と用途
3. 分類および表示
4. 環境中運命に関する性質(分解性、環境分布、生物蓄積性、二次毒性)
5. ヒト健康への有害性評価(→「影響が生じない曝露量」を求める)
6. 物理化学的性状の危険性評価
7. 環境中生物への有害性評価(→「影響が生じない曝露量」を求める)
8. PBT、vPvBの評価
9. 曝露評価
10. リスク評価

危険な物質、あるいはPBT、vPvBの場合に実施

化学品安全性評価

(参考6) REACHの届出内容(>1t/年)

成形品中の物質（認可対象候補物質(※)）

- ・製造者名（又は輸入者名）
- ・連絡先
- ・利用可能であれば登録番号
- ・物質の情報（識別、分類）
- ・物質のトン数範囲（例えば1～10トン、10～100トンなど）
- ・成形品中の物質の用途 等

((※)「高懸念物質」とも呼ばれる。)

(参考7) 届出対象となりうる物質(※)

- (a) 指令67/548/EECに基づく発がん性カテゴリー1又は2の分類基準を満たす物質
- (b) 指令67/548/EECに基づく変異原性カテゴリー1又は2の分類基準を満たす物質
- (c) 指令67/548/EECに基づく生殖毒性カテゴリー1又は2の分類基準を満たす物質
- (d) 付属書XⅢに定める規準に基づき、難分解性、生体蓄積性及び毒性を有する物質 (PBT)
- (e) 付属書XⅢに定める規準に基づき、難分解性及び生体蓄積性が極めて高い物質 (vPvB)
- (f) (d)項及び(e)項の基準を満たさないが、内分泌攪乱特性、又は難分解性、生体蓄積性及び毒性を有する、又は難分解性と生体蓄積性が極めて高い特性を有する物質

((※)「認可対象候補物質」あるいは「高懸念物質」と呼ばれる。)

4. REACH施行後のスケジュール

(2006年12月 成立・官報公布)

○ 2007年 6月 1日 施行

- ・危険有害等物質(第31条に規定)である物質・調剤の供給者は、SDS(Safety Data Sheet)にて受領者(事業者)に物質情報を伝達する義務発生(※実質的には、EU域内で従前使用されていたSDSの様式変更)。
- ・1年間で、欧州委員会において、欧州化学品庁発足の準備、REACH運用のためのガイダンスやツールが準備される。

○ 2008年 6月 1日 欧州化学品庁発足(業務開始)

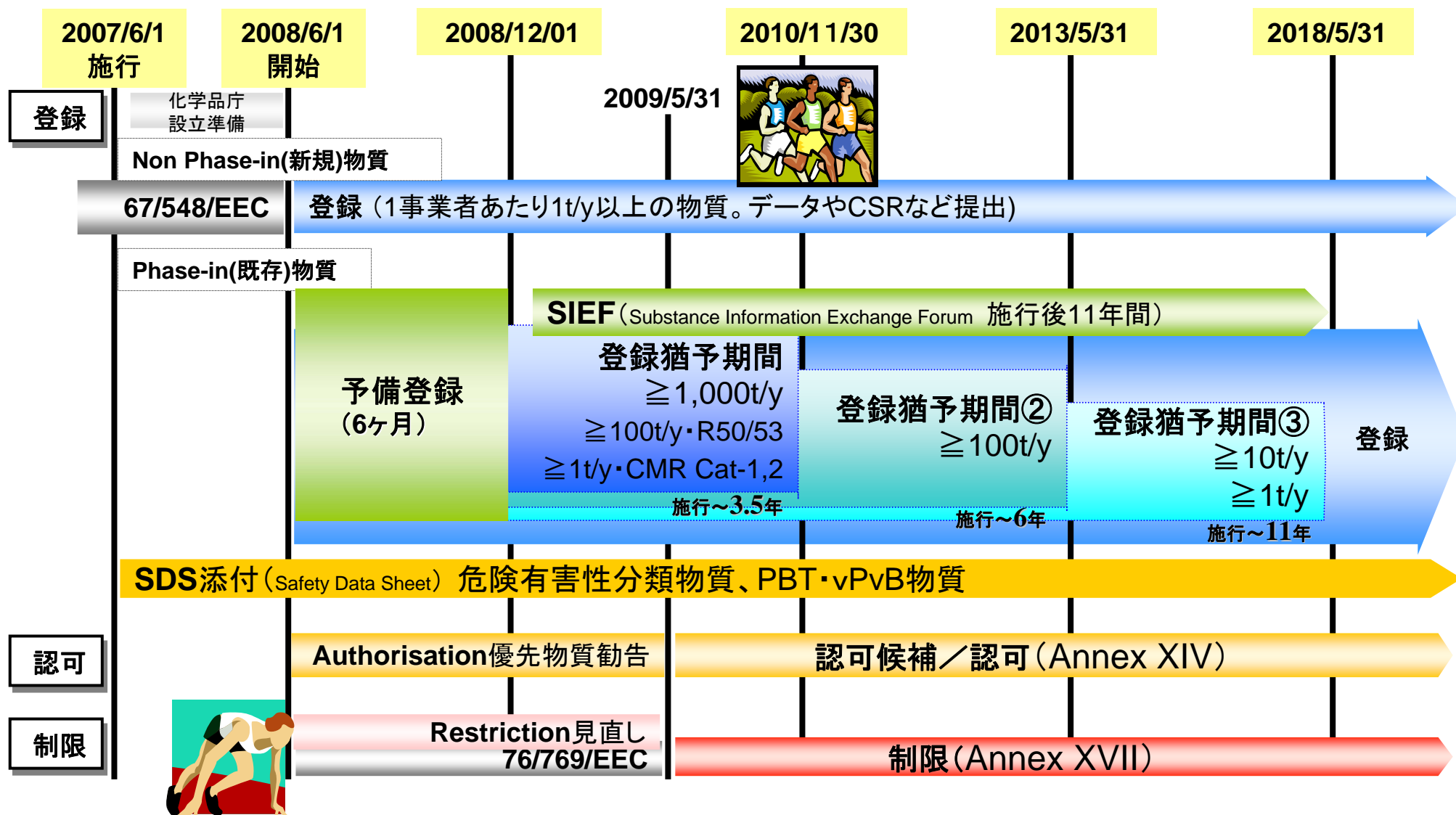
6月 1日～12月1日 予備登録 (※予備登録が行われれば、以下のとおり経過措置あり)

○ 2010年11月30日 年間1000トン以上(水生毒性物質100トン以上、発ガン性・変異原性・生殖毒性物質1トン以上)の製造・輸入量のある物質の登録期限

○ 2013年 5月31日 年間100トン以上の製造・輸入量のある物質の登録期限

○ 2018年 5月31日 年間1トン以上の製造・輸入量のある物質の登録期限

(参考8) REACHのスケジュール(主要部分)

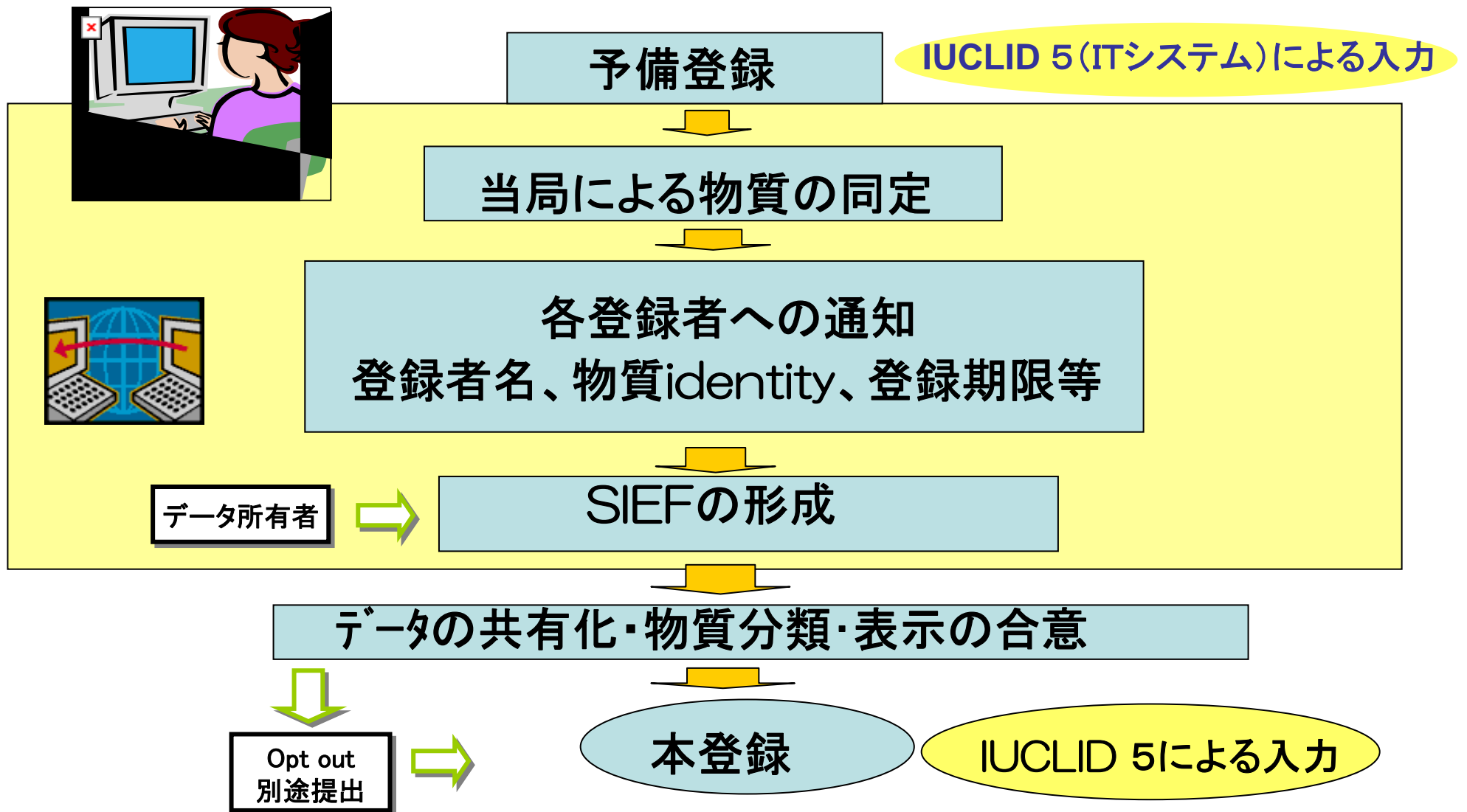


5. 予備登録（※登録することの意思表示。当面の対応）

- ・ 対象は既存化学物質。
 （※Phase-in(段階的導入)物質のこと。(EINECS、NLPリストに記載されている物質等)）
 （※ELINCS収載物質はREACHでは既に登録済みとみなされる。）
- ・ 受付期間は、2008年6月1日～12月1日(6ヶ月間)。
- ・ 欧州化学品庁へ予備登録を申請する者も、登録申請者と同じ者。
- ・ 予備登録をすればトン数に応じた登録猶予期間あり(年間1000t以上・100t以上の水性毒性物質・1t以上の発がん性等の高懸念物質は3.5年間、100t以上は6年間、1t以上は11年間(施行後))。
- ・ EU化学品庁は、2009年1月1日までにウェブサイト上で物質リストを公開。
- ・ 提出情報は以下項目。提出すれば自動的にSIEFメンバー(SIEF:物質情報交換フォーラム)。

物質名称	IUPAC名、国際的化学名
識別番号	CAS、EINECS、ELINCS
登録者名称・所在地・担当者氏名	指定代理人を立てた場合も同様
数量範囲と登録猶予期限	3.5年(≥1000t/y)、6年(100-1000t/y)、11年(1-100t/y)
適切な類似物質の識別情報	物質名称、CASやEINECSの識別番号

(参考9) 予備登録、SIEF形成、本登録へのプロセス



(参考10) SIEF (物質情報交換フォーラム)

◆SIEFとは:29条に規定する物質情報交換フォーラム

※ SIEF (Substance Information Exchange Forum)

・「1物質—1登録」という原則でのSIEFの目的は

① 製造・輸入者間の情報交換を容易にし、同一項目の試験実施の重複を避けること。
(ここでは脊椎動物試験の重複は避けることが義務付けられているが、その他の試験は義務が課されていない。)

② 物質の分類、表示の合意。

・メンバーには、通常の登録予定者(Potential Registrant)のみならず、1トン以下の将来登録する可能性がある者、川下ユーザーや第三者のようなデータや情報のみを有する者、または段階的導入物質の予備登録をしないで直接登録をした者は参加者となる。

6. 認可（概要）

- 認可の目的は、極めて懸念の高い物質からのリスクが適切に管理され、これら物質が適切な代替物質又は代替技術によって、それが経済的及び技術的に実現可能な場合に、段階的に置き換えられることを確保しつつ、EU共同体市場が良好に機能することを確実にすること。
- 高懸念物質のうち、付属書XIVに収載されたもの（認可対象物質）を欧州で上市または使用する場合は、数量に関係なく、認可を受ける必要。
 - （注）認可対象物質は現在未公表で、欧州化学品庁が2009年6月1日までに欧州委員会に対して優先物質の勧告を行い、少なくとも2年ごとに追加される予定。
- 可能性のある認可候補物質
 - ・発癌性、変異原性、生殖毒性（CMRs）のカテゴリー1又は2の物質。
 - ・付属書XIII規定の難分解性、生物蓄積性および毒性（PBTs）の物質。
 - ・付属書XIII規定の極めて難分解性で高い生物蓄積性（vPvBs）の物質。
 - ・上記のクライテリアを満たさないが人の健康または環境への深刻な影響があり得そうな科学的根拠があり、上記の影響と同等のレベルの懸念を生じる物質（例えば内分泌攪乱性物質）。
 - ⇒ 認可候補物質のリスト案が公表される。
 - ⇒ 次のステップ（パブコメ・協議）で認可対象物質を付属書XIVに収載。
- 付属書XIVの物質を期限後も使用したい場合は、登録とは別に特定の用途毎に申請が必要。
- 認可の基準として、(i) 使用が適切に管理されること、(ii) ((i)が適用できない場合は) 社会経済的メリットがリスクを上回り、さらに代替物質・技術がないことが必要。

7. 制限（概要）

○登録要否にかかわらず、物質を禁止、用途・使用条件を制限できる仕組み。

○制限対象

- ・ヒト、環境に容認しがたいリスクがある場合。
- ・各加盟国当局が提案→付属書XVIIへ（これまでの「76/769/EEC指令」における制限の引き継ぎ）。
- ・認可対象物質とは重複しない。

○制限範囲

- ・定められた条件での製造／販売／使用の禁止。制限の条件に適合していない限り製造され、上市されてはならない。「完全な禁止」もあり得る。

付属書XVIIの記載物質例

制限物質の名称	制限条件の例
トリクロロベンゼン	物質として、または0.1重量%以上の濃度で調剤の成分として、全ての用途に対して上市または使用を禁止。
トルエン	一般公衆に販売されることを意図する接着剤またはスプレー塗料中に、物質として、または0.1重量%以上の濃度で調整の成分として、上市または使用を禁止。
ベンゼン	玩具または玩具部品の、遊離状態でのベンゼンの濃度が5mg/kgを超える場合には、上市を禁止。
アスベスト繊維	これらの繊維および意図的に加えられたこれらの繊維を含有する成形品の上市と使用を禁止。

8. サプライチェーンにおける情報伝達義務

1. 物質・調剤の場合

- ・ 危険物質(※1)、PBT(※2)、vPvB(※3)である物質又は調剤の供給者は、受領者(事業者)に物質の情報を伝達しなければならない。
- ・ 提供する情報は安全性データシート(SDS)(※4)。(紙面又は電媒で無償提供)
- ・ 規則の施行後、最初に納品する際に必要。(※実質的には、EU域内で従前使用されていたSDSの様式変更)

※1. 現存の指定の有害性基準に則して有害である旨の分類結果が得られた化学物質・調剤

※2. PBT: 難分解性、生体蓄積性、毒性物質

※3. vPvB: 極めて難分解性、生体蓄積性の高い物質

※4. SDS: Safety Data Sheet

2. 成形品の場合

成形品の供給者は、成形品中に高懸念物質(リスト物質)が0.1%重量比超含まれている場合には、

- ・ 受領者(事業者)に物質の情報を伝達しなければならない。
- ・ 消費者の要求があれば消費者にも当該物質の情報を伝達(要求を受けてから45日以内)。提供する情報は、当該成形品を安全に使用できるのに十分な情報(最低限、当該物質の名称)。

(参考11) REACHの義務内容 (まとめ)

製造・ 輸入量	◎登録・届出					◎認可	◎制限
	ハザード 評価	リスク 評価	既存化学 物質※の 登録期限 (07年6月起点)	成形品中の物質			
				意図放出物質	リスト物質 :重量比 0.1%超		
～ 1t/y	不要	不要	—	登録不要	届出不要	認可対象 物質につ いて原則 上市禁止、 用途毎 認可制	ヒト、環境に 容認しがた いリスクが ある場合、 上市・使用 を制限
1～ 10t/y	必要	不要	11年	登録必要	届出必要		
10～ 100t/y	必要	必要	11年	登録必要	届出必要		
100～ 1000t/y	必要	必要	6年	登録必要	届出必要		
1000t/y ～	必要	必要	3.5年	登録必要	届出必要		

※欧州の既存化学物質リスト(EINECS)の収載物質等。但し、2008年6月1日～12月1日間に予備登録が必要

9. 事業者の当面必要とされる対応例（想定その1）

1. 物質・調剤の供給者の場合

(1) 予備登録(登録)が必要な場合（2008年6月1日～12月1日）

- ・ 予備登録する物質の決定、登録トン数帯の決定。（直接輸出物質？サプライチェーンでの間接輸出物質（調剤・ポリマーの原料、意図的放出物質）？）
 - ・ 予備登録する物質の特定。（物質の名称、CAS番号、EINECS番号）
 - ・ 誰に予備登録申請をしてもらうか特定。（EU域内の現地法人？輸入業者？指定代理人？）
- 〔 化学物質の専門知識があるところ。価格が適正な（予備登録から登録まで行う）ところ。秘密保持・信頼性のあるところ。 〕

（参考）予備登録・コンサル業務等を請け負う機関リスト（日化協調べ）：

http://www.nikkakyo.org/reach/JCIA_Materials/REACH_Service_Providers.html

(2) 届出対象物質を製造又は販売する場合（ただし対象物質リストは未だ示されていない）

- ・ サプライチェーン上でのビジネス間で、受領者に対象物質の名称や含有量等を情報伝達することを要請される可能性。

※ EU加盟国へ調剤を輸出する場合は構成成分、ポリマーの場合は原料モノマーの登録が必要。

また、成形品中に意図的放出物質または高懸念物質が一定量含まれれば、登録または届出の義務が生じる。このため、本人が直接EUへ輸出していなくても、サプライチェーン上でのビジネス間で取り扱う物質に関する情報提供などの対応を要請される可能性あり。

10. 事業者の当面必要とされる対応例（想定その2）

2. 成形品の供給者の場合

(1) 欧州化学品庁へ意図的放出物質の予備登録が必要な場合（08年6月1日～12月1日）

- ・成形品をEU域内で製造又は輸入する事業者は、その成形品中からある物質が意図的に放出されて、かつ、成形品中にその物質が1年当たり合計して1トンを超えて存在する場合は、欧州化学品庁へ技術一式文書を提出して登録しなければならない。
- ・ただし、その物質がその用途のために既に登録されている場合には、この登録を行う必要はない。

(2) 欧州化学品庁へ認可対象候補物質（高懸念物質）の届出が必要な場合

- ・成形品をEU域内で製造又は輸入する事業者は、その成形品中に届出対象物質が0.1重量%を超えて存在し、かつ、成形品中にその物質が1年当たり合計して1トンを超えて存在する場合は、欧州化学品庁へ定められた情報を届出しなければならない。
- ・ただし、その物質がその用途のために既に登録されている場合には、この届出を行う必要はない。
- ・届出対象物質が成形品中に0.1重量%を超えて含まれる場合は、EU域内の消費者の要求があれば、物質情報（最低限、名称）を回答する必要（要求を受けてから45日以内）。
（ただし、対象物質リストは未だ示されていない。）

(参考12) ボーダーライン・ケース (容器/担体入り物質/調剤) の基準及び事例

1. 「容器/担体入りの物質/調剤」の基準及び指標 (「成形品中の物質の要件に関するガイダンス」より)
- ・**基準**: その物の機能が、形状、表面、デザインよりも、化学組成によって同等かそれ以上に決定される。
 - ・**指標**: 下記 a) ~c)の全部または大半が当てはまる場合に該当する。
 - a) その物質がその物から除去/分離されても、あるいはその物体から類似タイプの物体に替えられても、意図した目的を果たす。
 - b) その物体が放出のための容器/担体の役割を果たす、あるいは物質/反応生成物の供給を制御する。
 - c) その物質の大部分は消費、除去される、あるいは使用の後に(廃棄前に)その物体の外に出される。

○「容器/担体入りの物質/調剤」の事例 (※登録が必要)



スプレー缶



ペンのインク



インクカートリッジ
(トナーカートリッジも同様)



スキー用
ワックステープ



ウェット
ティッシュ



インクリボン



ファイヤー
クラッカー

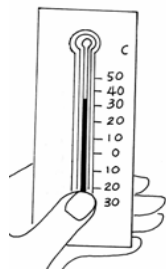
(参考13) ボーダーライン・ケース(成形品)の基準及び事例

2. 「成形品」の基準及び指標 (「成形品中の物質の要件に関するガイダンス」より)

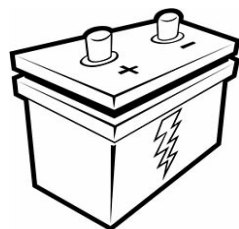
- ・**基準**: その物の機能が、その化学組成よりも、形状、表面あるいはデザインによって決定される。
- ・**指標**: 下記 a) ~c)の全部または大半が当てはまる場合に該当する。
 - a) その物質がその物体から除去/分離され、あるいはその物体から類似タイプの物体に替えられると、意図した目的を果たさない。
 - b) その物体の主な目的は、物質/反応生成物の供給を狙うものではない。
 - c) その物質はその物の使用時(廃棄時)に、通常は廃棄される。

○「成形品」の事例

温度計



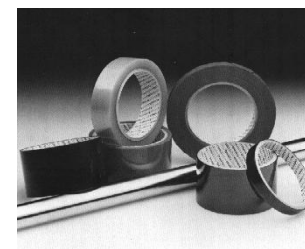
バッテリー



車のタイヤ



カーペット固定用粘着テープ



(参考14) 成形品から意図的に放出される物質の基準及び事例

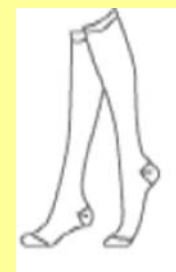
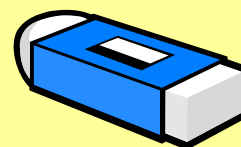
(「成形品中の物質の要件に関するガイダンス」より)

○「成形品から意図的に放出される物質」の基準:

- ・放出が使用に不可欠で、放出がなければその成形品が十分に機能しない場合。
- ・あるいは、放出が成形品の質や副次的な機能に寄与し、新たな価値を与える場合。

○「成形品から意図的に放出される物質」の事例:

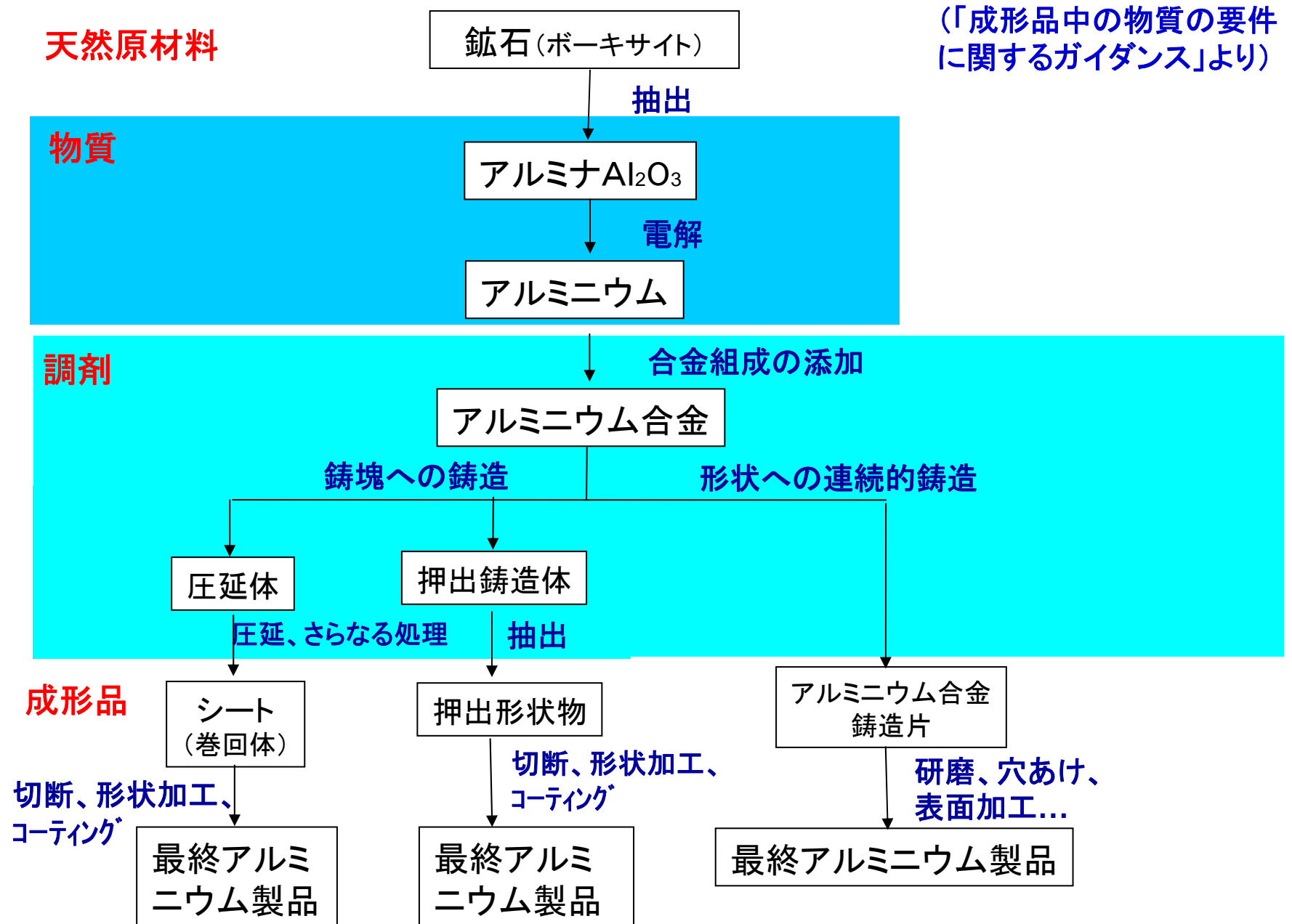
- ・匂い付き消しゴムの「匂い付き成分」
- ・ローション付きパンティーストッキングの「ローション成分」



(参考15) 参考12～14の各事例に対するREACH要求事項

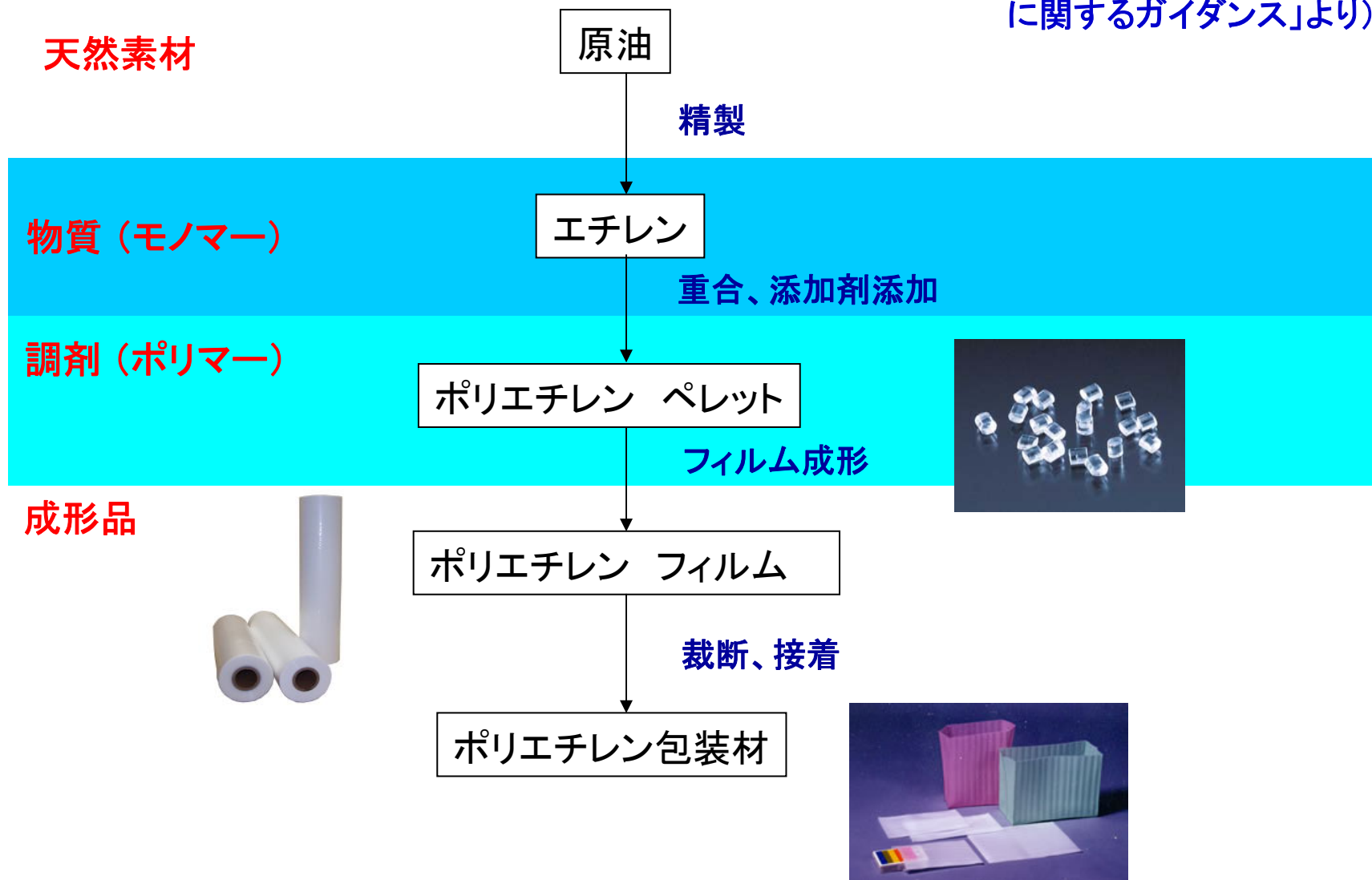
品目／物体	REACHの要求事項		
	登録(第6条) 物質・調剤	登録(第7条(1)) 意図的放出物質	成形品としての扱い
プリンターカートリッジ	○(インク)		(カートリッジ)
塗料入リスプレー缶	○(塗料)		(缶)
黒色火薬入り爆筒	○(黒色火薬)		(容器)
ウェットクリーニングワイプ	○(洗浄液)		(キャリア材料／ ワイプ)
物質/調剤が移行する粘着 テープ(スキーテープ)	○(移行する物質・ 調剤)		(支持体)
温度計			○
バッテリー			○
自動車用タイヤ			○
カーペット固定用粘着テープ			○
匂い付き消しゴム		○	
ローション付きパンスト		○	

(参考15) 物質／調剤と成形品のボーダーライン・ケース (アルミニウム製品)

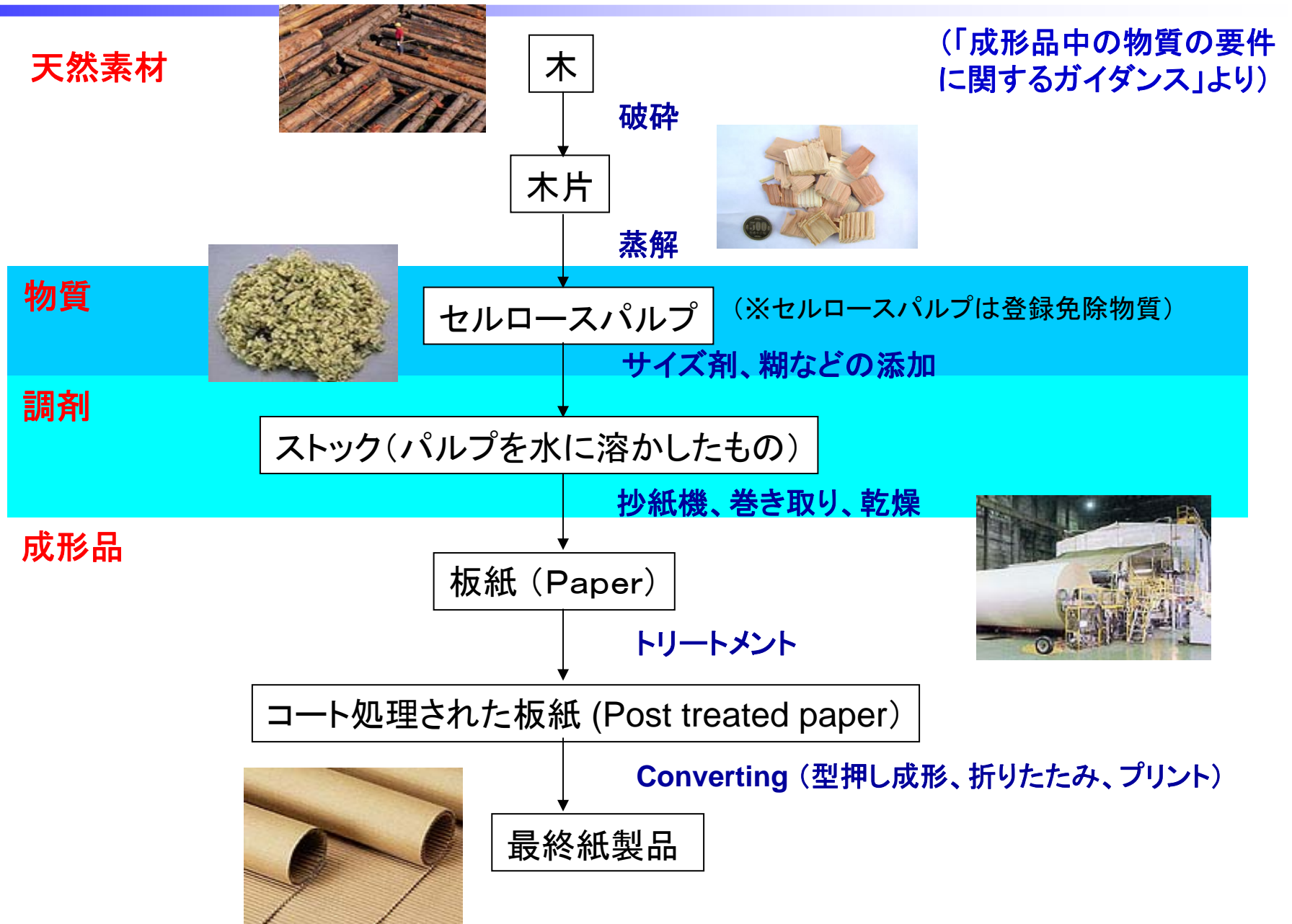


(参考16) 物質／調剤と成形品のボーダーライン・ケース (プラスチック製品)

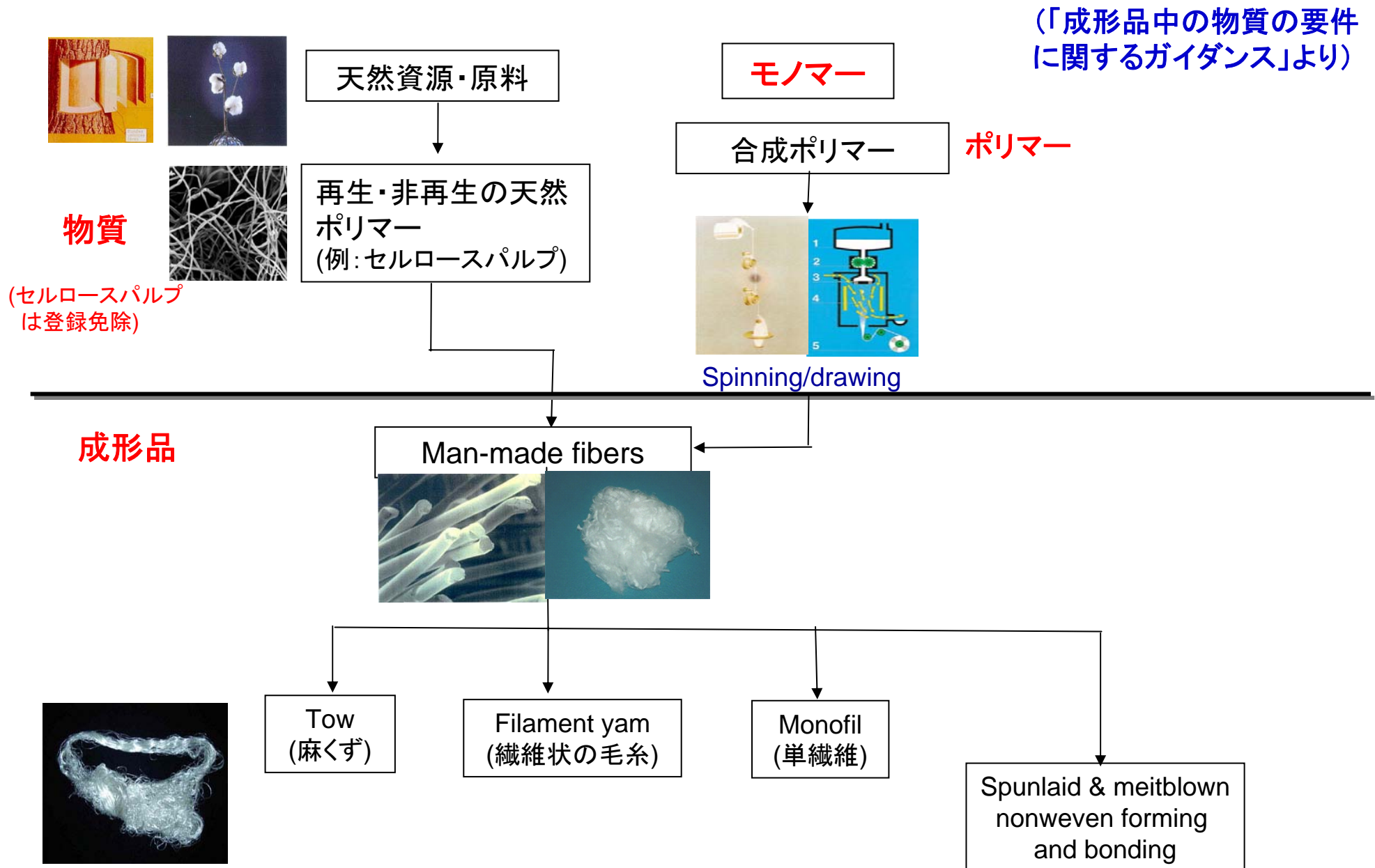
(「成形品中の物質の要件に関するガイダンス」より)



(参考17) 物質／調剤と成形品のボーダーライン・ケース（紙製品）

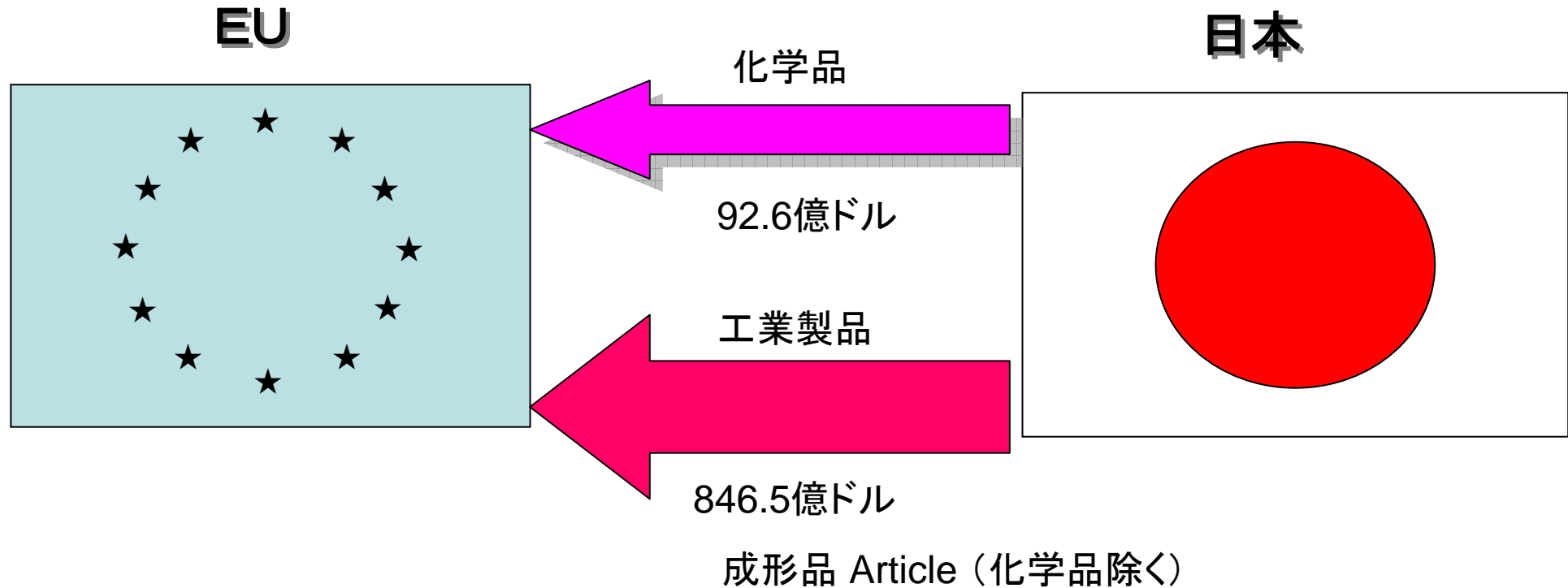


(参考18) 物質／調剤と成形品のボーダーライン・ケース (繊維及び不織布)



(参考19) 日本からEUへの化学品／成形品の輸出状況

(2007年)



(出典:平成19年貿易統計 (財務省))